

ID: 1909

担当部署: こども福祉部 福祉室 監査指導課

処分の概要	社会福祉連携推進法人の認定
法令名称 根拠条項	社会福祉法 第125条
法令番号	昭和26年法律第45号
【根拠条文】 (社会福祉連携推進法人の認定) 第125条 次に掲げる業務(以下この章において「社会福祉連携推進業務」という。)を行おうとする一般社団法人は、第127条各号に掲げる基準に適合する一般社団法人であることについての所轄庁の認定を受けることができる。 (1) 地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援 (2) 災害が発生した場合における社員(社会福祉事業を営業者に限る。次号、第5号及び第6号において同じ。)が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援 (3) 社員が営業者社会福祉事業の営業者方法に関する知識の共有を図るための支援 (4) 資金の貸付けその他の社員(社会福祉法人に限る。)が社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として厚生労働省令で定めるもの (5) 社員が営業者社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修 (6) 社員が営業者社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給 【基準】 根拠条文、法第127条及び第128条の規定による。 (認定の基準) 第127条 所轄庁は、社会福祉連携推進認定の申請をした一般社団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について社会福祉連携推進認定をすることができる。 (1) その設立の目的について、社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、並びに地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供及び社会福祉法人の経営基盤の強化に資することが主たる目的であること。 (2) 社員の構成について、社会福祉法人その他社会福祉事業を営業者者又は社会福祉法人の経営基盤を強化するために必要な者として厚生労働省令で定める者を社員とし、社会福祉法人である社員の数が社員の過半数であること。 (3) 社会福祉連携推進業務を適切かつ確実にを行うに足る知識及び能力並びに財産的基礎を有するものであること。 (4) 社員の資格の得喪に関して、第1号の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること。 (5) 定款において、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第11条第1項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録していること。 イ 社員が社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他厚生労働省令で定める社員の議決権に関する事項 ロ 役員について、次に掲げる事項 (1) 理事6人以上及び監事2人以上を置く旨	

(2) 理事のうちに、各理事について、その配偶者又は3親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が3人を超えて含まれず、並びに当該理事並びにその配偶者及び3親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の3分の1を超えて含まれないこととする旨

(3) 監事のうちに、各役員について、その配偶者又は3親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれないこととする旨

(4) 理事又は監事について、社会福祉連携推進業務について識見を有する者その他厚生労働省令で定める者を含むこととする旨

ハ 代表理事を1人置く旨

ニ 理事会を置く旨及びその理事会に関する事項

ホ その事業の規模が政令で定める基準を超える一般社団法人においては、次に掲げる事項

(1) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当該一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備に関する事項は理事会において決議すべき事項である旨

(2) 会計監査人を置く旨及び会計監査人が監査する事項その他厚生労働省令で定める事項

ヘ 次に掲げる要件を満たす評議会(第136条において「社会福祉連携推進評議会」という。)を置く旨並びにその構成員の選任及び解任の方法

(1) 福祉サービスを受ける立場にある者、社会福祉に関する団体、学識経験を有する者その他の関係者をもつて構成していること。

(2) 当該一般社団法人がトの承認をするに当たり、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べるができるものであること。

(3) 社会福祉連携推進方針に照らし、当該一般社団法人の業務の実施の状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べるができるものであること。

ト 第125条第4号の支援を受ける社会福祉法人である社員が当該社会福祉法人の予算の決定又は変更その他厚生労働省令で定める事項を決定するに当たっては、あらかじめ、当該一般社団法人の承認を受けなければならないこととする旨

チ 資産に関する事項

リ 会計に関する事項

ヌ 解散に関する事項

ル 第145条第1項又は第2項の規定による社会福祉連携推進認定の取消しの処分を受けた場合において、第146条第2項に規定する社会福祉連携推進目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該社会福祉連携推進認定の取消しの処分の日から1月以内に国、地方公共団体又は次条第1号イに規定する社会福祉連携推進法人、社会福祉法人その他の厚生労働省令で定める者(ヲにおいて「国等」という。)に贈与する旨

ヲ 清算をする場合において残余財産を国等に帰属させる旨

ワ 定款の変更にに関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、社会福祉連携推進業務を適切に行うために必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当するものであること。

(欠格事由)

第128条 次の各号のいずれかに該当する一般社団法人は、社会福祉連携推進認定を受けることができない。

(1) その理事及び監事のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 社会福祉連携推進認定を受けた一般社団法人(以下この章、第155条第1項及び第165

条において「社会福祉連携推進法人」という。)が第145条第1項又は第2項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消された場合において、その取消しの原因となつた事実があつた日以前1年以内に当該社会福祉連携推進法人の業務を行う理事であつた者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ この法律その他社会福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者(ハに該当する者を除く。) ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者 ニ 暴力団員等 (2) 第145条第1項又は第2項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないもの (3) 暴力団員等がその事業活動を支配するもの			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	令和4年10月1日	最終変更年月日	令和7年6月1日